

## 安全保障理事会議長声明

「国際の平和および安全の維持」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2015年1月19日に開催された、安全保障理事会の第7361回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、国際の平和および安全の維持に関する国際連合憲章の下でのその主要な責任並びにその審議の下にあるあらゆる状況において持続可能な平和に対して努力するその用意があることを再確認する。

安全保障理事会は、安全および開発が、密接に結びつけられまた相互に強化しあっておりそして持続可能な平和を達成する鍵であることを強調する。

安全保障理事会は、紛争から持続的に脱する国を支援するために、政治的、安全上の、開発の、人権のおよび法の支配の活動の間の一貫性を合体しそして強化する包括的また統合された対処方法の必要性があることをくり返し表明し、そして国内のまた国際的なレベルでの法の支配を強化すること、持続可能な経済成長と開発を促進すること、貧困撲滅、政治的、宗教的および文化的寛容、言論と表現の自由、社会的団結と包摂、国民和解、良い統治、民主主義、ジェンダー平等、人権の尊重と保護並びに再統合と生活復帰を促進することを通して、各紛争の根本原因に対処する。

安全保障理事会は、国の主体的取組と国の責任が、持続可能な平和を確立する鍵であることを確認する。安保理は、国の主体的取組を確保する目的で、紛争後の平和構築のための自国の優先事項と戦略を特定することにおける国家当局の主要な責任を再確認する。

安全保障理事会は、治安および開発関係者による現場での統合された活動が、国家当局と調整されることが必要でありまた治安状況を安定することや改善することまた一般人の保護を確保することに著しく貢献できることを強調する。安保理はまた、この文脈において市民社会との協力の重要性に留意する。安保理は、持続可能な平和および開発が、全ての関連する利害関係者を含めなければ達成できないことを確認しまた女性が、平和構築、和平協定並びに開発計画の全ての段階で積極的な参加者として

含められなければならないことを強調する。安保理は、国連機関、基金および計画並びに国際金融機関を含む、他の関係者と安保理の議事日程議題の具体的状況についての対話に、必要な場合には、関与する安保理の意欲を表明する。

安全保障理事会は、加盟国に対し、紛争を予防しまた長期の安定と持続可能な平和を可能にするための鍵としての包括的開発に対する国連共通対処方法を策定することを考慮することを奨励する。安保理は、社会的、経済的、政治的、文化的および宗教的排斥、不寛容並びに紛争を駆り立てるものとしての、テロリズムに資することができる、極端な過激主義を特定することおよび対処することの重要性をこれに関連して強調する。安保理は、紛争後の国家における排斥の状況の早期認識と審議の重要性に留意しそして地方の、国の、地域のそして世界的なレベルでの最善の利用可能な実行および包含性のモデルに基づくものを含む緩和活動が、これに関連して果たすことができる貢献に加盟国の注意を引きつける。

安保理は、武力紛争の予防と解決、国際の平和および安全の維持並びに紛争後の平和構築に関連があるあらゆる議論に女性の参加とジェンダー関連問題の審議を増やす必要性が継続していることを認識しそして国際連合活動の職務権限を設立しまた更新する際に、紛争および紛争後の状況におけるジェンダー平等と女性の能力と地位の向上の促進に関する規定を含めるという安保理の意図をくり返し表明する。

安保理は加盟国に対し、若者、とりわけ武力紛争の状況にある者を、更に支援するための具体的な措置を講じることを求め、そして紛争予防、平和構築や紛争後の過程におけるものを含む、武力紛争の状況により影響を受けた子どもや若者の保護に関した活動に、適当と認められる場合に、若者を関与させることを奨励する。

安全保障理事会は、刑事責任の免除に対する闘いの必要性を尊重する一方で、影響を受けた個人や地域の共同体の関与と共に、軍または武装集団と以前関係を有していた子どもの解放と再統合に関するものを含む、包括的なまた効果的な武装解除、動員解除および再統合過程(DDR)の必要性を想起する。

安全保障理事会は、越境組織犯罪から利益を得ているテロリスト集団が、影響を受けた国家を損ねていること、特にその治安、安定、統治、社会的および経済的發展、紛争予防と解決取組を複雑にして

いること、に貢献する可能性があることを強調する。安全保障理事会は、テロリズム、暴力的な過激主義および越境組織犯罪の結びついた存在が、影響を受けた地域の紛争を悪化させる可能性があることを強調し、そして越境組織犯罪から利益を得ているテロリスト集団が、幾つかの事例や幾つかの地域において、紛争予防と解決取組を複雑にできることに留意する。

安全保障理事会は加盟国に対し、戦略を策定することにおいて関連する地方の共同体や非政府関係者と、テロ行為を扇動することができる暴力的な過激主義の物語に対抗するため、異宗教間の、異民族間のそして異文化間の対話を通したものを含んで、関与し、若者、家族、女性、宗教的、文化的および教育の指導者、並びに市民社会の他の全ての関係集団の能力を強化することを含んで、テロリズムに資することができる暴力的な過激主義の拡散に資する条件に対処し、そしてこの種の暴力的な過激主義の勧誘に対処しそして社会的な包摂と団結を促進するための目的に合わせた対処方法を採用することを奨励する。

安全保障理事会は、適切な場合には、明解かつ達成可能な職務権限を通したものを含んで、平和維持活動の計画立案および実施の早い段階から平和構築活動を考慮し始めることの重要性を再び強調する。安保理は、とりわけ平和維持活動および特別政治ミッションが、他の国連平和構築関係者および地域的や準地域的な機構と一緒に活動している場合には、取組の効果的な統合を確保するため、国家当局により概略が示されたその具体的な平和構築の必要性和優先事項に一致して国に対する重点的な支援の提供について、国連平和維持活動および国連国別現地チーム並びに他の関連する関係者の役割と責任の透明さの重要性を強調する。安全保障理事会は、安全保障理事会が命じた活動の移行過程期間中に国連の取組を統合することの重要性を更に強調する。

安全保障理事会は、平和維持活動が治安部門改革、武装解除、動員解除および再統合、法の支配、移行期司法、および人権の分野で遂行することを付託され得る多くの任務の実施が成功することは、治安と開発の間の密接な相関関係を考慮する見方を理解しまたその見方で行動することを要求していることに留意する。この文脈において安保理は、平和維持要員および平和維持活動が、経済的回復と基本的な役務の提供を可能にする良い結果を導くような環境を創り出すことを含む、早期の平和構築に果たす貢献に感謝の念をもって留意する。安保理は、この貢献が任務における信頼の確立と醸成に役立つことを認める。

安保理は、再建、経済の再活性化および能力構築が、紛争後の社会の長期の開発のための、また持続可能な平和を生み出すことにおける、不可欠な要素を構成することを強調し、そして、これに関連して、国の主体的取組に特別な重要性を付け加えそして国際援助の重要性を強調する。

安全保障理事会は、安保理の審議の下にある国際の平和および安全の維持に関する問題において、紛争分析および、特に、社会的並びに経済的問題に関する文脈上の情報は、そのような問題が紛争を駆り立て、安保理の任務の遂行に対する課題を表すかあるいは平和の強固の過程を危険にさらす場合には、重要であることに留意する。これに関連して安保理は、事務総長に対し、安保理に対する彼の報告書にそのような文脈上の情報を含めることを確実にすることを要請する。

安全保障理事会は、天然資源の違法搾取が幾つかの過去および現在の紛争をあおることにおいて果たす役割を想起する。これに関連して、安全保障理事会は、国際連合が、適切な場合には関係国の要請に基づいてまた天然資源についての国の主権を十分に尊重してそして国の主体的取組の下で、それらの資源に対する違法なアクセスを予防しまた開発を促進する目的でその合法的な開発の基礎を築くため、とりわけその資源をより良く管理するため紛争後の状況における政府の能力強化を通して、関係国を助ける役割を果たすことができることを認識する。

安全保障理事会は、国際連合憲章の下でのその責任に従って、紛争中および紛争後の状況に適切に関与するため、国際連合システム内のまた地域的な、準地域的なそして現場と本部での他の機構との密接な協力を奨励し、そしてそのような協力を改善する方法を審議する安保理の意欲を表明する。

安全保障理事会は、地域的機構と協議して、サヘル地域に対する国際連合統合戦略のような、治安、統治、開発、人権および人道の問題を網羅している地域的戦略の迅速な実施を求める。

安全保障理事会は、加盟国、特に、国連機関、基金および計画の統治体制を代表しているものに対し、紛争および紛争後の状況における国際連合の活動において一貫性を促進することを奨励する。

安全保障理事会は、安保理決議 1645 (2005) を想起しそして平和構築構造における平和構築委員会の重要な役割を認めまた、特に、その諮問的役割を一層利用することにより、平和構築委員会との安保理の結び付きを強化する安保理の意欲を強調する。安保理は同委員会に対し、国の平和構築戦略と優

先事項をめぐる相手方の政策との改善された一貫性と提携を改善することにおける更なる努力をすること、そして関与と国際金融機関、近隣諸国および地域的並びに準地域的機構との協力関係を確立することを通して、地域的および国際的な支援並びに効果的な対応を確保することを求める。安全保障理事会は、平和構築の地域的な側面の重要性および平和構築委員会により為された助言における関連した政策や国別の問題において、地域的關係者の関与や共同作業の必要性を強調する。

安全保障理事会は、経済社会理事会が、経済的、社会的、文化的および人道的問題に対処することにおいて果たすことができる貢献を強調しそして国際連合憲章の第 65 条に従った密接な協力の重要性を強調する。